

令和 8 年度特定健康診査・特定保健指導委託契約書



高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）に基づき実施する、特定健康診査（糖尿病その他の政令で定める生活習慣病に関する健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について、山形県建設国民健康保険組合ほか別紙委託元保険者一覧表に示す医療保険者（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第 1 条 甲は、特定健康診査及び特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第 2 条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙健診等内容表のとおりとする。

2 業務は、乙の会員の医療機関（以下「実施機関」という。別紙実施機関一覧表のとおり）で行うものとする。

3 特定健康診査において、乙若しくは実施機関は、終了後速やかに、法第 23 条の規定に基づく特定健康診査受診結果通知表を作成し、受診した者に通知するものとする。なお通知に当たっては、実施基準第 3 条に基づき、特定健康診査受診結果通知表と併せて、受診した者が自らの健康状態を自覚し生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供するものとする。

4 特定健康診査及び特定保健指導の実施結果については、実施機関が厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、取りまとめ、甲の委託を受けて決済を代行する機関（以下「代行機関」という。被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金、市町村国保や国保組合の場合は各都道府県の国民健康保険団体連合会とする。）への送付を行うものとする。

（対象者）

第 3 条 実施機関は、特定健康診査を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲の発行する特定健康診査受診券を提示した上で、(b) 次の各号のいずれかの方法（以下これらの方法を個別に「オンライン資格確認等」という。）により実施機関から保険資格の確



認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

- (1) オンライン資格確認（マイナ保険証を読み取る際に、顔認証付きカードリーダーを用いる場合の他、パソコンやスマートフォン等の端末を用いる場合を含む。）
- (2) マイナポータルを用いて医療保険の被保険者資格情報を表示した端末の画面の確認
- (3) マイナ保険証及び保険者から被保険者に対して送付される「資格情報のお知らせ」と題する書面の確認
- (4) 保険者が発行する有効期限内の資格確認書の確認

2 実施機関は、特定保健指導を実施する場合には、(a) 実施機関に対して甲の発行する特定保健指導利用券又は特定健診当日に初回面接を行う場合のセット券（以下、「特定保健指導利用券等」という。）を提示し、(b) オンライン資格確認等により実施機関から保険資格の確認を受けた者（任意継続被保険者及びその被扶養者、特例退職被保険者及びその被扶養者を含む。）を対象とするものとし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

（契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

（委託料）

第5条 委託料は、別紙内訳書のとおりとする。

（委託料の請求）

第6条 乙若しくは実施機関は、特定健康診査については実施後速やかに受診者に結果を通知した後に、特定保健指導については行動計画を策定する初回面接終了後及び計画の実績評価（計画策定日から3ヶ月以上経過後に行う評価）終了後に、それぞれ遅滞なくその結果を取りまとめ、前条の委託料のうち特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等の券面に示された受診者あるいは利用者の自己負担分を差し引いた金額（以下「請求額」という。）について、別紙内訳書に定める支払条件に基づき、代行機関に請求するものとする。

2 実施機関が特定健康診査あるいは特定保健指導の実施委託に関する集合的な契約を締結している他の契約とりまとめ機関（全国労働衛生団体連合会等）にも所属し、かつ甲の一部又は全部がその（他の契約とりまとめ機関との）集合的な契約にも参加している場合に、他の契約に参加している当該甲の加入者である受診者あるいは利用者がその契約に参加している実施機関にて特定健康診査あるいは特定保健指導を受診もしくは利

用する時の委託料の請求は次のように定める。実施内容（特定健康診査の場合は健診項目等、特定保健指導の動機づけ支援の場合は実施形態、特定保健指導の積極的支援の場合は実施形態のほか継続的支援における介入回数や介入形態等）が他の契約と本契約との間で一致する場合は、本契約が他の契約と比して単価が最も低い場合に限って、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。また、他の契約の実施内容が本契約の内容と一致しない場合は、実施機関が受診者あるいは利用者に各契約の実施内容等の相違点を説明の上、受診者あるいは利用者が本契約の実施内容等を選択した場合に限り、本契約に定める委託料から所定の自己負担額を差し引いた額を請求することとする。

3 第1項における結果の取りまとめ及び代行機関への送付は、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し、作成した電子データを格納したファイルを、電子情報処理組織（代行機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ）と実施機関の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により、実施後その都度送信するか、ファイルを収録した電子媒体（FD、MO、若しくはCD-R）を実施月の翌月5日までに提出（期限までに必着）する方法を採るものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

4 第1項の場合において、電子情報処理組織の使用による請求は、代行機関の使用に係る電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がなされたときに、代行機関に到達したものとみなす。

5 特定保健指導においては、第3項に定める電子データの送付に加え、特定保健指導の支援計画及び実施報告書（厚生労働省にて様式例を公表）、指導過程における各種記録類やワークシート類等（本項において「指導過程における各種記録類等」という。）についても、甲の一部または全部が実施機関に求めた場合は、これを提出するものとする。この場合において、実施機関は甲のうち請求した者へ電子データ又は紙により直接送付するものとする。

（委託料の支払い）

第7条 甲は、乙若しくは実施機関から前条の請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めるときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月21日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の21日。）、国保組合の場合は前条に定める請求に関わる電子データを受理した翌月末日（電子情報処理組織の使用による場合であって、代行機関が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、甲と代行機関との間で定める日に、乙若しくは実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

2 甲及び代行機関の点検の結果、結果に関する内容について問題がある場合は、代行機関を通じて請求者（乙若しくは実施機関）に返戻を行うものとする。この場合において、既に実施機関に支払われた委託料については、当該委託料を支払った保険者又は他

の保険者に対し当該実施機関が有する委託料に係る債権との代行機関を通じた調整、又は、当該実施機関からの代行機関を通じた戻入による調整を行うことができる。

3 請求者（乙若しくは実施機関）は前項の返戻を受けた場合において、再度第6条第1項の方法により請求を行うことができる。

（決済に失敗した場合の取扱い）

第8条 実施機関が、第3条第1項又は第2項に違反して特定健康診査又は特定保健指導を実施した場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

2 実施機関が特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券等を確認し、またオンライン資格確認等による保険資格の確認を行ったとしても、保険資格がないと判断することができない場合には、実際に保険資格がなかったとしても、その者に対する特定健康診査又は特定保健指導は甲の費用負担とし、甲は実施機関に対して代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

3 実施機関において、特定健康診査受診券若しくは特定保健指導利用券等に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施機関の責任及び負担で行われるものとし、甲は当該特定健康診査又は特定保健指導に係る請求額を支払う義務を負わないものとする。

4 特定保健指導の積極的支援における期間中に、利用者が資格を喪失した場合は、利用者が属していた保険者が実施機関に資格喪失を連絡することにより利用停止とする。この時、実施機関は利用停止までの結果に関するデータを代行機関へ送付し、甲は利用停止までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

5 特定保健指導の積極的支援を実施中に、利用者が参加しなくなった（脱落が確定した）場合は、甲は、その時点までの特定保健指導の実施実績に応じた費用を代行機関を通じて実施機関に支払うこととする。

（再委託の禁止）

第9条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙あるいは実施機関が、検査機器の不備等により、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

2 前項において実施機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者及び利用者の自己負担金の徴収及び第7条に規定する委託料の請求は実施機関が一元的に行うこととし、実施機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査（眼底検査においては判断も含む）のみを行うものとする。

(譲渡の禁止)

第10条 乙及び実施機関は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第11条 実施機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲及び乙に故意又は重過失のない限り、実施機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、実施機関に故意又は重過失のない限り、その負担と責任について実施機関は甲及び乙と協議するものとする。

3 前2項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(個人情報保護)

第12条 乙および実施機関が当該業務を実施するに当たっては、特定健康診査あるいは特定保健指導の記録の漏洩を防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙個人情報取扱注意事項や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び各都道府県において定める個人情報の取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項の取り決めについては、乙と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の調査等)

第13条 甲は、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等に関し詳細を確認する等、甲が必要と認めるときは、乙に対し実施機関における業務の実施状況等を照会し、調査及び報告を求めることができる。

2 甲から前項の照会があった場合、乙は速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲または乙は、甲または乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 前項に関わらず、甲は、前条の照会結果等から、健診・保健指導機関に関する「重要事項に関する規程の概要」に関する乙及び実施機関の公表内容等が事実と異なり、それにより甲に大きな影響がある場合は、この契約を解除できるものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を遂行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力でないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（協 議）

第 16 条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲・乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 4 月 1 日

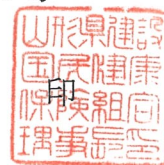
委託者（甲）

山形県建設国民健康保険組合ほか 928 保険者
契約代表者

山形県山形市北町三丁目 1 番 7 号

山形県建設国民健康保険組合

理事長 関 川 俊 夫



受託者（乙）

山形県山形市松栄 1 丁目 6 番 73 号

一般社団法人山形県医師会

会 長 間 中 英 夫



健診等内容表

区分		内容		
特定健康診査※7	基本的な健診の項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1		
		自覚症状及び他覚症状の検査		
		身体計測	身長	
			体重	
			腹囲	
			BMI	
		血圧	収縮期血圧	
			拡張期血圧	
		血中脂質検査 (中性脂肪はどちらかの項目の実施で可)	空腹時中性脂肪	
			随時中性脂肪※2	
			HDL-コレステロール LDL-コレステロール※3	
		肝機能検査	AST (GOT)	
	ALT (GPT)			
	γ-GT (γ-GTP)			
	血糖検査 (いずれかの項目の実施で可)	空腹時血糖		
		ヘモグロビンA1c		
		随時血糖※4		
	尿検査※5	尿糖		
尿蛋白				
詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※6	貧血検査	赤血球数		
		血色素量		
		ヘマトクリット値		
	心電図検査			
	眼底検査			
	血清クレアチニン及びeGFR			
特定保健指導	動機付け支援	面接による1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援を実施し3ヶ月後に面接又は通信を利用して評価を行う。なお、情報通信技術を活用して行う遠隔面接についても対面で実施する場合と同様。		
	積極的支援	初回面接の形態	動機付け支援と同様とする。	
		3ヶ月以上の継続的な支援	実施ポイント数	180ポイント以上の支援
			主な実施形態	個別支援、グループ支援、電話、電子メール等
	終了時評価の形態	3ヶ月後に面接又は通信を利用して行う。(継続的な支援の最終回と一体のものとして実施しても構わない。)		
保険者独自の追加健診項目		なし		

- ※1 制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。
- ※2 やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により脂質検査を行うことを可とする。(空腹時とは絶食 10 時間以上とする。)
- ※3 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール (総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの) で評価を行うことができる。
- ※4 やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c (NGSP 値) を測定しない場合は、食直後 (食事開始時から 3.5 時間未満) を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。
- ※5 生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする(この場合甲から乙に委託費用は支払われない)。
- ※6 詳細な健診の項目 (医師の判断による追加項目) を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。
- ※7 特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第 3 条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

内 訳 書

区分		1人当たり委託料単価 (消費税含む)		支払条件※2	
		集団健診	個別健診		
特定健康 診査 ※1	基本的な健診の項目			8,306円	<ul style="list-style-type: none"> ・健診実施後に一括 ・眼底検査(両眼)
	詳細な健 診の項目 (医師の 判断によ る追加項 目)	貧血検査		254円	
		心電図検査		1,650円	
		眼底検査		702円	
		血清クレア チニン検査 及び eGFR		206円	
特定保健 指導 ※2	動機付け支援 (動機付け支援相当)		7,888円	<ul style="list-style-type: none"> ・面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の8/10を支払※3 残る2/10は実績評価終了後に支払 	
	積極的支援		27,500円	<ul style="list-style-type: none"> ・初回時の面接による支援終了後に左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の4/10を支払※3 ・残る6/10(内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10)は実績評価終了後に支払 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、左記金額から初回時に全額徴収する自己負担分を差し引いた保険者負担額の5/10に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払 	

※1 委託料単価には、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※2 特定保健指導の各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 初回面接を分割して実施する際、やむを得ず初回分割面接2回目が実施できなかった場合で、実施機関が、対象者に初回分割面接1回目を実施する前に初回分割面接2回目を受けるように説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。

(実施機関の責により実施出来なかった場合は、費用請求はできない。)

- イ 初回分割面接2回目を実施する前に対象者が資格喪失した場合。
- ロ 初回分割面接2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。
 - ※必要に応じて、保険者（健保組合等）に連絡し、協力を求める。
- ハ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が初回分割面接2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（初回分割面接2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は、「特定保健指導情報ファイル」の初回面接情報に記載すること。

(注) 他の法令に基づく健診を特定健康診査と同時に実施し、他の法令に基づく健診が優先的に費用を負担する場合、乙あるいは実施機関は、上記の単価から、重複する検査項目の費用（他の法令に基づく健診で負担すべき金額）を差し引いた金額を委託料とし、そこから自己負担額を差し引いた金額を甲に請求することとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙及び実施機関は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙及び実施機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙及び実施機関は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙及び実施機関が、健診・保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において血液検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙及び実施機関は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙及び実施機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

乙及び実施機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙及び実施機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙及び実施機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

実施機関一覧表

健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	受託業務※3										登録番号※6 (連絡請求事業者等)	登録年月日※7	取消年月日※8	オンライン資格確認による受付の可否※9
					特定健康診査					特定保健指導								
					実施形態	個別健診	集団健診	心電図	眼底	超音波検査	健康相談	生活習慣指導	禁煙指導	がん検診指導				
061011239	至誠堂総合病院	990-0045	山形県山形市桜町7番44号	023-622-7181	○	○	○	○	○						T3390005000581	R5.10.1		○
061011240	鈴木外科胃腸科医院	990-0042	山形県山形市七日町四丁目4番7号	023-623-1966	○	○	○	△	○									○
0610112732	高橋胃腸科内科医院	990-0845	山形県山形市飯塚町中道北448番地3	023-643-5575	○	○	○	△	○									○
0610112765	大島医院	990-2321	山形県山形市桜田西四丁目1番14号	023-641-6419	○	○	○	○	○					T9390005000601	R5.10.1		○	
0610112948	大野目クリニック	990-0073	山形県山形市大野目三丁目6番22号	023-625-8611	○	○	○	○	○					T9390005000846	R5.10.1		○	
0610113078	大道寺内科医院	990-2483	山形県山形市上町三丁目11番4号	023-644-7555	○	○	○	△	○					T8390005000619	R5.11.17		○	
0610113284	矢尾板医院	990-0031	山形県山形市十日町一丁目2番29号	023-622-2406	○	○	○	○	○					T6390005000629	R5.10.1		○	
0610113490	大泉胃腸科内科クリニック	990-0832	山形県山形市城西町五丁目21番15号	023-643-9021	○	○	○	△	○					T7390005000636	R5.10.1		○	
0610113599	鈴木クリニック	990-0813	山形県山形市桜町四丁目6番16号	023-681-8011	○	○	○	△	○								○	
0610113631	なわの内科医院	990-0042	山形県山形市七日町三丁目5番1号	023-632-0120	○	○	○	△	○								○	
0610113656	山形済生病院	990-8545	山形県山形市神町79番1号	023-692-1111	○	○	○	○	○					T3010405001696	R5.10.1		○	
0610113821	若杉内科医院	990-2432	山形県山形市荒瀬町一丁目7番19号	023-626-2323	○	○	○	○	○								○	
0610113946	二瓶内科クリニック	990-0057	山形県山形市宮町一丁目5番23号	023-626-3020	○	○	○	○	○								○	
0610113961	ねもとクリニック	990-0021	山形県山形市小川町四丁目8番13号	023-628-5656	○	○	○	○	○					T9810287939198	R5.10.1		○	
0610114035	安孫子内科医院	990-2221	山形県山形市大字風岡1145番地	023-686-2388	○	○	○	○	○								○	
0610114084	いそで医院	990-2161	山形県山形市藤山2573番地1	023-682-1522	○	○	○	○	○								○	
0610114217	至誠堂とかみクリニック	990-2342	山形県山形市首神前48番5号	023-646-5588	○	○	○	○	○	○	○	○	○	T3390005000581	R5.10.1		○	
0610114258	緑町ロククリニック	990-0041	山形県山形市緑町一丁目7番16号	023-633-0030	○	○	○	○	○								○	
0610114357	城西医院	990-0833	山形県山形市春日町13番27号	023-644-0276	○	○	○	○	○					T6390005000612	R5.10.1		○	
0610114373	おかべクリニック	990-2363	山形県山形市長谷堂4464番地	023-688-8733	○	○	○	△	○								○	
0610114415	小松胃腸科内科クリニック	990-2451	山形県山形市吉原二丁目4番19号	023-647-3131	○	○	○	△	○								○	
0610114480	和内科クリニック	990-2323	山形県山形市桜田東二丁目10番37号	023-634-3300	○	○	○	△	○								○	
0610114589	武田内科胃腸科医院	990-0062	山形県山形市給川町三丁目15番61号	023-628-0508	○	○	○	○	○								○	
0610114803	早坂内科循環器科医院	990-2481	山形県山形市あかぬヶ丘二丁目10番2号	023-645-2223	○	○	○	△	○								○	
0610115024	つげ医院	990-0039	山形県山形市香野町一丁目11番15号	023-631-1131	○	○	○	○	○								○	
0610115131	やさしく医院	990-2339	山形県山形市成沢西五丁目6番22号	023-688-1771	○	○	○	△	○					T1390005002638	R5.10.1		○	
0610115149	山口内科クリニック	990-0042	山形県山形市七日町五丁目12番14号	023-622-7151	○	○	○	△	○								○	
0610115222	芳賀胃腸科内科クリニック	990-0025	山形県山形市あこや町二丁目15番1号	023-624-8686	○	○	○	△	○								○	
0610115263	いがらし内科循環器科クリニック	990-0051	山形県山形市綱町二丁目24番5号	023-615-5050	○	○	○	△	○					T8390005002672	R5.10.1	R6.8.31	○	
0610115347	小田消化器科内科クリニック	990-2316	山形県山形市大字片谷地121番12号	023-689-1077	○	○	○	△	○								○	
0610115354	松本内科クリニック	990-0828	山形県山形市双葉町二丁目1番22号	023-676-5566	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
0610115370	小松内科医院	990-2447	山形県山形市元木二丁目13番8号	023-634-5500	○	○	○	○	○								○	
0610115404	坂坂胃腸科内科クリニック	990-0861	山形県山形市江俣四丁目6番23号	023-682-2121	○	○	○	△	○					T1390005002687	R5.10.1		○	
0610115412	横山クリニック	990-2432	山形県山形市荒瀬町二丁目20番21号	023-622-8822	○	○	○	△	○								○	
0610115438	奥山内科胃腸科クリニック	990-2462	山形県山形市添町三丁目1番20号	023-646-3223	○	○	○	△	○								○	
0610115479	杉山内科クリニック	990-0885	山形県山形市嶋北一丁目14番3号	023-682-1277	○	○	○	△	○								○	
0610115503	一般財団法人山形健康福祉協会山形健康センター	990-0813	山形県山形市桜田四丁目8番30号	023-681-7760	○	○	○	○	○	○	○	○	○	T6010005017066	R5.10.1		○	
0610115511	南館クリニック	990-2461	山形県山形市南館四丁目1番45号	023-647-7555	○	○	○	△	○					T5390005002477	R5.10.1		○	
0610115545	村田内科医院	990-0031	山形県山形市十日町四丁目2番23号-3F	023-633-5580	○	○	○	△	○								○	
0610115602	べにばな内科クリニック	990-2339	山形県山形市成沢西四丁目11番32号	023-688-3511	○	○	○	△	○					T1810854141542	R5.10.1		○	
0610115628	林内科・レディースクリニック	990-2339	山形県山形市成沢西二丁目1番21号	023-688-8781	○	○	○	△	○					T4390005002800	R5.10.1		○	
0610115693	こいだ高橋クリニック	990-0035	山形県山形市小菅町12番32号	023-633-0602	○	○	○	○	○								○	
0610115883	かわしま内科循環器科クリニック	990-0832	山形県山形市城西町五丁目29番22号	023-646-7220	○	○	○	△	○								○	
0610116022	矢吹病院	990-0885	山形県山形市嶋北四丁目5番5号	023-622-8566	○	○	○	△	○	○	○	○	○	T7390005002129	R5.10.1		○	
0610116097	まつだクリニック	990-0813	山形県山形市桜町二丁目11番15号	023-682-3136	○	○	○	○	○								○	
0610116204	つのだ内科クリニック	990-2324	山形県山形市青田南24番45号	023-665-0233	○	○	○	△	○								○	
0610116238	さいとう脳神経・内科クリニック	990-2333	山形県山形市桜田東一丁目14番18号	023-666-6904	○	○	○	△	○								○	
0610116287	しろにし診療所	990-0832	山形県山形市城西町四丁目27番25号	023-643-2017	○	○	○	△	○					T9390005004032	R5.10.1		○	
0610116329	にとうべ内科	990-2313	山形県山形市大字松原488番18号	023-665-5600	○	○	○	△	○								○	
0610116386	かわごえ内科クリニック	990-0023	山形県山形市松波二丁目2番9号	023-626-5120	○	○	○	△	○					T981081490017	R5.10.1		○	
0610116410	山形大手町ARTクリニック川越医院	990-0046	山形県山形市大手町9番25号	023-641-6467	○	○	○	○	○					T4390005000580			○	
0610116501	かとう内科クリニック	990-2172	山形県山形市千手堂大門96番1号	023-687-1706	○	○	○	○	○					T1390005008825	R5.10.1		○	
0610116519	城北すずき内科クリニック	990-0825	山形県山形市城北町二丁目10番5号	023-687-1870	○	○	○	○	○								○	
0610116667	高橋クリニック	990-2483	山形県山形市上町三丁目6番41号	023-644-8601	○	○	○	○	○								○	
0610116675	小姓町肝臓内科クリニック	990-0032	山形県山形市小姓町1番34号	023-616-3122	○	○	○	△	○								○	
0610116683	かわぞえ嶋北泌尿器科内科クリニック	990-0885	山形県山形市嶋北三丁目10番1号	023-665-1660	○	○	○	○	○								○	
0610116717	下条心臓と足の血管クリニック	990-0823	山形県山形市下条町五丁目11番9号	023-665-0161	○	○	○	○	○								○	
0610116758	十日町ようへい内科クリニック	990-0031	山形県山形市十日町三丁目2番8号	023-623-9200	○	○	○	△	○								○	
0610116790	うるしやまクリニック	990-2161	山形県山形市大字藤山772番1	023-615-8211	○	○	○	○	○					T9390005008446	R5.10.1		○	
0610410219	医療法人舟山病院	992-0082	山形県米沢市駅前二丁目4番8号	0238-23-4435	○	○	○	○	○	○	○	○	○	T6390005006163	R5.10.1		○	
0610410870	医療法人古川医院	992-0073	山形県米沢市金池二丁目6番35号	0238-21-1050	○	○	○	△	○								○	
0610411027	内科島津医院	992-0045	山形県米沢市中央四丁目8番47号	0238-23-2136	○	○	○	△	○								○	
0610411233	もり医院	992-0076	山形県米沢市成島町二丁目1番35号	0238-23-2471	○	○	○	△	○								○	
0610411316	堀内医院	992-0074	山形県米沢市大町三丁目6番8号	0238-22-2210	○	○	○	△	○								○	
0610411357	中山胃腸科内科医院	992-0052	山形県米沢市丸の内二丁目2番53号	0238-21-3208	○	○	○	△	○					T1810750155588	R5.10.1		○	
0610411365	笹井内科クリニック	992-0061	山形県米沢市堀川町4番41号	0238-22-5221	○	○	○	△	○								○	
0610411399	医療法人社団石山内科クリニック	992-0035	山形県米沢市大田町五丁目1530番67号	0238-39-2020	○	○	○	△	○								○	
0610411423	田中クリニック	992-0117	山形県米沢市大字川井2356-1	0238-28-3505	○	○	○	△	○					T9390005006433	R5.10.1		○	
0610411456	医療法人さの医院	992-0045	山形県米沢市中央三丁目4番36号	0238-26-1020	○	○	○	△	○								○	
0610411522	医療法人石橋医院	992-0046	山形県米沢市信夫町5番19号	0238-23-0328	○	○	○	△	○								○	
0610411597	医療法人大道寺医院	992-0026	山形県米沢市東三丁目4番41号	0238-21-5353	○	○	○	△	○					T2390005006167	R5.10.1		○	
0610411613	松田外科医院	992-0075	山形県米沢市城西四丁目4番25号	0238-21-1155	○	○	○	△	○								○	
0610411621	きだ内科クリニック	992-0012	山形県米沢市金池6-4-1	0238-22-1501	○	○	○	△	○									

院診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	受託業務※3										登録番号※6 (浦松市実業事業者)	登録年月日※7	取消年月日※8	オンライン資格確認 による受付の可 否※9
					特定健康診査		特定保健指導		実施形態		詳細項目※4		検査項目 初回検査 継続 再検査					
					集団 検診	個別 検診	対面	心電図 測定	集団 検診	個別 検診	検査 項目	検査 項目	検査 項目	検査 項目				
061071236	池田内科医院	997-0034	山形県鶴岡市本町3丁目17番17号	0235-23-6166	○	△	○	△	△						T5390005003995	R5.10.1		○
0610711319	中目内科胃腸科医院	997-0027	山形県鶴岡市昭和町10番5号	0235-25-2011	○	△	○	△	△									○
0610711434	石田内科医院	997-0816	山形県鶴岡市文圃町1番52号	0235-23-0002	○	△	○	△	△									○
0610711467	わか内科医院	997-0036	山形県鶴岡市家中新町11番41号	0235-25-2585	○	○	○	△	△									○
0610711541	茅原クリニック	997-0018	山形県鶴岡市茅原町26番23号	0235-22-8777	○	○	○	△	△					T4390005004004	R5.10.1		○	
0610711624	中里医院	997-1124	山形県鶴岡市大山2丁目23番5号	0235-33-2142	○	○	△	△	△									○
0610711657	おかべ内科胃腸科医院	997-1156	山形県鶴岡市平成町11番18号	0235-33-1322	○	△	○	△	△					T5810100576002	R5.10.1		○	
0610711749	中村内科胃腸科医院	997-0044	山形県鶴岡市新海町14番20号	0235-25-7800	○	△	○	△	△					T9390005004024	R5.10.1		○	
0610711780	川上医院	997-0034	山形県鶴岡市本町3丁目7番10号	0235-22-3050	○	○	○	△	△									○
0610711855	おぎわら医院	997-0022	山形県鶴岡市切浜町21番2号	0235-25-3131	○	○	○	△	△									○
0610711905	斎藤内科医院	997-0034	山形県鶴岡市本町2丁目6番30号	0235-22-3076	○	○	○	△	△									○
0610711913	庄南クリニック	997-0857	山形県鶴岡市美咲町24番8号	0235-29-4079	○	○	○	△	△									○
0610712051	土田内科医院	997-0331	山形県鶴岡市板井川字片茎75番地	0235-57-6100	○	○	○	△	△									○
0610712119	桂医院	997-0343	山形県鶴岡市桂葉原字下桂105番2号	0235-57-3303	○	△	○	△	△									○
0610712259	鶴岡市立荘内病院	997-8515	山形県鶴岡市泉町4番20号	0235-26-6111	○	○	○	○	○					T8800020000560	R5.10.1		○	
0610712291	乙黒医院	997-0861	山形県鶴岡市桜新町3番22号	0235-26-1011	○	○	○	△	△									○
0610712341	須田内科クリニック	997-0011	山形県鶴岡市宝田1丁目9番86号	0235-26-7555	○	△	○	△	△									○
0610712366	岡田医院	997-0029	山形県鶴岡市日吉町11番14号	0235-22-1442	○	○	○	△	△					T7390005005057	R5.10.1		○	
0610712473	満天クリニック	997-1819	山形県鶴岡市のでぞみ町5番17号	0235-25-3222	○	○	○	△	△									○
0610712523	遠藤医院	997-0331	山形県鶴岡市板井川字片茎80番地	0235-57-2126	○	△	○	△	△					T1810485273696	R6.1.1	R7.1.1		○
0610712556	佐久間医院	997-0332	山形県鶴岡市西荒屋字川原田98番地	0235-57-2123	○	○	○	△	△					T8390005008249	R5.10.1		○	
0610712598	大塚医院	997-0034	山形県鶴岡市本町2丁目11番15号	0235-22-0283	○	△	○	△	△									○
0610712622	山内循環器クリニック	997-0033	山形県鶴岡市泉町7番56号	0235-64-1914	○	△	○	△	△									○
0610712671	小真木内科クリニック	997-0824	山形県鶴岡市日枝字小真木原116番地3号	0235-26-7373	○	○	○	△	△									○
0610712697	ましま内科クリニック	997-0862	山形県鶴岡市ほなみ町7番11号	0235-33-9777	○	○	○	△	△					T5810225633512	R5.10.1		○	
0610712705	藤吉内科医院	997-0028	山形県鶴岡市山王町14番15号	0235-23-0072	○	○	○	△	△					T9810615120489	R5.10.1		○	
0610712721	佐藤診療所	999-7126	山形県鶴岡市風ヶ岡乙49番地	0235-44-2125	○	○	○	△	△									○
0610712739	みやはらクリニック	997-0818	山形県鶴岡市三和町1番53号	0235-23-3311	○	○	○	△	△					T6390005003994	R5.10.1		○	
0610712747	さくまクリニック	997-0752	山形県鶴岡市湯田川字中田8番3号	0235-35-4455	○	○	○	△	△									○
0610712788	上野ファミリークリニック	997-0031	山形県鶴岡市鶴町1番33号	0235-25-7676	○	○	○	△	△									○
0610712796	島内科クリニック	997-0034	山形県鶴岡市本町1丁目8番19号	0235-35-1705	○	○	○	△	△									○
0610712804	みなみまちクリニック	997-0034	山形県鶴岡市本町2丁目16番4号	0235-26-8202	○	○	○	△	△									○
0610712812	やまの空クリニック	997-0839	山形県鶴岡市砂田町6番37号	0235-35-0358	○	○	○	△	△									○
0610712820	さとう内科クリニック	999-7204	山形県鶴岡市湯温海甲127	0235-43-2037	○	○	○	△	△									○
0610811184	吉田医院	998-0043	山形県酒田市本町一丁目2番6号	0234-22-0735	○	○	○	△	△									○
0610811242	菅原内科胃腸科医院	998-0865	山形県酒田市北新橋一丁目13番5号	0234-26-1717	○	○	○	△	△									○
0610811291	池田外科胃腸科医院	998-0011	山形県酒田市上安町一丁目80番28号	0234-27-3563	○	○	○	△	△									○
0610811374	医療法人 酒井医院	998-0032	山形県酒田市相生町二丁目5番40号	0234-24-3135	○	○	○	△	△									○
0610811424	医療法人みのり会眞田医院	998-0031	山形県酒田市浜田一丁目7番56号	0234-26-3360	○	○	○	△	△									○
0610811432	菅原外科内科医院	998-0851	山形県酒田市東大町一丁目10番地の6	0234-26-0500	○	○	○	△	△									○
0610811531	宮部内科医院	998-0043	山形県酒田市本町一丁目5番13号	0234-22-6660	○	○	○	△	△									○
0610811556	医療法人社団健好会サイトー内科	998-0046	山形県酒田市一番町9番9号	0234-23-7718	○	○	○	△	△					T3390005002900	R5.10.1		○	
0610811614	近藤内科循環器クリニック	998-0032	山形県酒田市相生町一丁目6番25号	0234-23-2002	○	○	○	△	△									○
0610811622	山本医院	998-0041	山形県酒田市新井町15番3号	0234-24-1856	○	○	○	△	△					T2390005002926	R5.10.1		○	
0610811689	医療法人宏友会 上田診療所	999-8162	山形県酒田市上野曾根字上中割73	0234-27-3306	○	○	○	△	△	○	○	○		T9390005002903	R5.10.1		○	
0610811697	医療法人尾形内科胃腸科医院	998-0853	山形県酒田市みずほ一丁目2番28号	0234-26-6800	○	○	○	△	△									○
0610811788	丸岡医院	998-0841	山形県酒田市松原南15番1号	0234-23-8166	○	○	○	△	△					T4390005002924	R5.10.1		○	
0610811846	大山内科循環器科クリニック	998-0842	山形県酒田市亀ヶ崎三丁目8番11号	0234-24-7776	○	○	○	△	△									○
0610811879	松浦内科医院	998-0878	山形県酒田市こあら二丁目3番地の9	0234-22-6320	○	○	○	△	△									○
0610811986	石沢内科胃腸科医院	998-0842	山形県酒田市亀ヶ崎二丁目2番57号	0234-21-6110	○	○	○	△	△									○
0610812034	いくま内科胃腸科クリニック	998-0103	山形県酒田市鶴町五丁目32番698号	0234-41-1855	○	○	○	△	△									○
0610812059	さとう内科クリニック	998-0013	山形県酒田市東泉町一丁目12番50号	0234-21-0155	○	○	○	△	△									○
0610812067	健生ふれあいクリニック	998-0018	山形県酒田市泉町1番16号	0234-33-6333	○	○	○	△	△	○	○	○		T8390005003010	R5.10.1		○	
0610812174	岡田内科循環器科クリニック	998-0851	山形県酒田市東大町三丁目38番3号	0234-21-3715	○	○	○	△	△									○
0610812190	ほんまクリニック	998-0864	山形県酒田市新橋一丁目14番10号	0234-21-6055	○	○	○	△	△									○
0610812398	浅野内科クリニック	998-0828	山形県酒田市あきほ町653番地の9	0234-22-1880	○	○	○	△	△					T8810703912814	R5.10.1		○	
0610812422	医療法人影沢内科医院	999-6701	山形県酒田市砂越字柏町100	0234-52-3933	○	○	○	△	△									○
0610812463	くろき脳神経クリニック	998-0861	山形県酒田市富士見町三丁目2番3号	0234-31-7151	○	○	○	△	△									○
0610812513	医療法人社団池田内科医院	998-0125	山形県酒田市広野字末広105番地4	0234-92-2210	○	○	○	△	△									○
0610812521	外科内科渡邊クリニック	998-0842	山形県酒田市亀ヶ崎三丁目2番1号	0234-21-6211	○	○	○	△	△									○
0610812604	今泉クリニック	998-0857	山形県酒田市若浜町5番29号	0234-43-8108	○	○	○	△	△									○
0610812661	あきざクリニック	998-0028	山形県酒田市住吉町17番1号	0234-33-6248	○	○	○	△	△									○
0610812687	ほんま内科胃腸科医院	998-0061	山形県酒田市光ヶ丘二丁目4番18号	0234-33-0738	○	○	○	△	△									○
0610812695	日本海八幡クリニック	999-8234	山形県酒田市小泉字前田37	0234-64-3311	○	○	○	△	△					T8390005003860	R5.10.1		○	
0610812729	松山診療所	999-6862	山形県酒田市宇西田8-1	0234-62-2032	○	○	○	△	△					T8390005003860	R5.10.1		○	
0610812778	しんぱクリニック	998-0864	山形県酒田市新橋三丁目1番38号	0234-25-0700	○	○	○	△	△									○
0610812802	村山医院	998-0856	山形県酒田市東栄町7番11号	0234-23-5131	○	○	○	△	△									○
061110610	医療法人社団 きねぶら医院	996-0091	山形県新庄市十日町2764-1	0233-23-5866	○	○	○	△	△					T3390005005523	R5.10.1		○	
0611310418	長岡医院	999-3142	山形県上市市沢丁9番13号	023-672-0308	○	○	○	△	△					T9390005002473	R5.10.1		○	
0611310491	みゆき会病院	999-3161	山形県上市市赤二丁目2番11号	023-672-8282	○	○	○	△	△					T5390005002477	R5.10.1		○	
0611310558	上山ファミリークリニック	999-3145	山形県上市市河崎1丁目2番39号	023-673-1680	○	○	○	△	△							R6.9.1		○
0611310566	渋谷医院	999-3153	山形県上市市十日町7番3号	023-672-2501	○	○	○	△	△									○
0611310582	青山医院	999-3133	山形県上市市八日町4番21号	023-672-7777	○	○	○	△	△					T9390005002481	R5.10.1		○	
0611310632	吉井内科胃腸科クリニック	999-3125	山形県上市市金生一丁目10番15号	023-673-7515	○	○	○	△	△					T2390005002496	R5.10.1	R7.7.31		○
0611310640	新田クリニック	999-3124	山形県上市市金生一丁目15番10号	023-672-8001	○	○	○	△	△	○	○	○		T5390005002601	R5.10.1		○	
0611310673	高野せきね外科眼科クリニック	999-3133	山形県上市市八日町1番1号	023-672-0239	○	○	○	△	△									○
0611310681	金沢医院	999-3158	山形県上市市新町二丁目2番34号	023-672-3230	○	○	○	△	△									○
0611510348	外田医院	993-0083	山形県長井市大町8番6号	0238-84-2016	○	○	○	△	△					T4390005006925	R5.10.1		○	

健診・保健指導 機関番号 (半角数字)	実施機関名	郵便番号 (半角数字・ハイフンあり)	所在地※1	電話番号※2 (半角数字・ハイフンあり)	委託業務※3							特定保健指導	登録番号※6 (適格請求書発行事業者)	登録年月日※7	取消年月日※8	オンライン資格確認による受付の可否 ※9
					特定健康診査		詳細項目※4									
					実施形態	実施項目	検診	検診	検診	検診	検診					
0611610932	神村内科医院	994-0028	山形県天童市銀ノ町一丁目3番22号	023-654-0300	○	○	○	○	○	○						
0611610981	いがらしクリニック	994-0063	山形県天童市東長岡二丁目8番8号	023-658-1123	○	○	○	△	○	○		T639005002699	R5.10.1			○
0611611013	天童市民病院	994-0047	山形県天童市駅西五丁目2番1号	023-654-2511	○	○	○	○	○	○		T9800020004924				
0611611062	宮島医院	994-0026	山形県天童市東本町三丁目4番13号	023-653-5005	○	○	○	○	○	○		T5810738616598	R5.10.1			○
0611710401	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	999-3712	山形県東根市大森二丁目3-6	0237-43-8080	○	○	○	○	○	○	○	T4011405000068	R5.10.1			○
0611710674	医療法人山本内科医院	999-3711	山形県東根市中央四丁目5番24号	0237-43-0180	○	○	○	○	○	○		T4390005006058	R5.10.1			○
0612210161	至誠堂総合病院附属中山診療所	990-0401	山形県東村山郡中山町長崎3030-1	023-662-5011	○	○	○	△	○	○						
0612210310	医療法人花開眼科病院	990-0301	山形県東村山郡山辺町大字山辺1068	023-664-5345	○	○	○	○	○	○						○
0612210443	やまのべ内科クリニック	990-0301	山形県東村山郡山辺町山辺1115-7	023-665-8877	○	○	○	○	○	○						○
0613010511	医療法人阿部内科胃腸科医院	999-7727	山形県東田川郡庄内町南野字南浦95-1	0234-44-2121	○	○	○	○	○	○		T3390005002933	R5.10.1			○
0613010610	医療法人崇仁会成澤医院	999-6606	山形県東田川郡庄内町清川字麓巻野45の1	0234-57-2030	○	○	○	△	○	○	○					
0613010669	医療法人社団天眞堂菅原医院	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字町265	0234-43-3010	○	○	○	△	○	○						
0613010784	森田内科クリニック	999-7781	山形県東田川郡庄内町余目字土堤下19-3	0234-43-8701	○	○	○	△	○	○						○
0613210269	順仁堂 遊佐病院	999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字石田7	0234-72-2522	○	○	○	○	○	○		T8390005002929	R5.10.1			○
0613210319	医療法人社団菅原医院	999-8522	山形県飽海郡遊佐町北目字菅野谷地102	0234-77-2507	○	○	○	△	○	○						○
0613210392	土門医院	999-8435	山形県飽海郡遊佐町庄泉字開元65	0234-76-2325	○	○	○	△	○	○						○

※1 所在地の欄については、都道府県名から省略せずに記入。
 ※2 電話番号の欄については、市外局番から省略せずに記入。
 ※3 委託業務の欄については、当該実施機関において、委託する（あるいは該当する）項目に「○」を記入。
 実施形態の欄は、各機関の該当する実施形態を選択、原則としていずれか一方に「○」を記入。
 ※4 詳細項目の欄については、当該実施機関において実施できる項目に「○」、再委託により実施する項目に「△」を記入。
 ※5 健診当日に初回面接の委託業務を行う実施機関については、特定健康診査の委託業務を行い、かつ特定保健指導の「動機付け支援」及び「積極的支援」業務の委託を行う実施機関のみとなる。
 ※6 適格請求書発行事業者である場合に登録番号を記入。
 ※7 適格請求書発行事業者の登録通知書に記載された登録年月日を記入。
 ※8 第3号様式（適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書）の「登録の効力を失う日」を記入。
 ※9 保険者及び実施機関との協定に基づき必要な場合に記入。
 ※9 受診者が契約相手先の保険者の加入者であるか否かを判別する際に、オンライン資格確認（既存システムか、資格確認限定型かを問わない）による受診券・利用券に記載の保険資格の確認が可能な場合は「○」を記入。



